

静岡市成人健診まるわかりガイド広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市が発行する成人健診まるわかりガイド（以下「ガイド」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の権限及び範囲)

第2条 ガイドに掲載する広告（以下「広告」という。）の掲載の可否の決定は、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が行う。

2 前項の場合において、市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、ガイドに掲載しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関するもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）であるもの
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告として市長が適当でないと認めるもの

(広告枠等)

第3条 ガイドにおける広告枠の位置及び大きさは、募集の都度、市長が定める。

(広告の規格)

第4条 広告の色は、4色以内とする。

2 広告には、広告主の氏名又は名称及び連絡先を表示しなければならない。

3 広告には、その上部に、縦8ミリメートル、横15ミリメートル程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みしなければならない。

4 広告には、広告料を媒体の印刷費や維持管理費等の一部として用いることを明記しなければならない。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者(第三者の広告を掲載させようとする者を含む。以下「広告掲載希望者」という。)の募集は、ガイド発行の都度行うものとし、インターネット等の利用その他の市長が適当と認める方法により公募する。

(最低募集価格等)

第6条 広告の最低募集価格は、募集の都度、市長が定める。

2 広告のデザイン作成に要する費用は、広告掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告掲載希望者は、成人健診まるわかりガイド広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1) 広告の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類

(2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類(第5条に規定する第三者の広告を掲載させようとする者(以下「広告代理者」という。)にあつては、自己及び当該第三者(以下「代理広告者」という。)の事業の概要が分かる書類)

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し(広告代理者にあつては、代理広告者に係る当該書類の写し)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 広告代理者が、2以上の代理広告者の広告を掲載させようとする場合にあつては、広告代理者は、当該代理広告者の全てに係る前項各号における書類を、同項の規定に基づき市長に提出しなければならない。

3 次に掲げる者は、広告掲載の申込みをし、又は代理広告者となることができない。

(1) 静岡市が実施する健康診査、がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診及び肝炎ウイルス検査を実施する保険医療機関としてガイドに掲載される予定の医療機関

(2) 葬祭業者、墓地業者及び墓石業者

(3) 暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者

- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
 - (5) 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
 - (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係わる業種又は事業者として不適当であると認められるもの
- (広告主の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告の内容について、審査会による掲載の適否に係る審査結果を踏まえ、掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載適合認定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載希望者に通知する。

3 前項の規定により広告掲載適合認定通知書の交付を受けた者は、市長が指定する期日までに見積書（様式第4号）を提出しなければならない。

4 市長は、指名競争入札形式の見積執行により見積書を提出した者のうち見積価格が最も高い者を広告主として、また、その最も高い見積価格を広告掲載料の額として決定する。

5 前項の場合において、見積価格が最も高い広告掲載希望者が複数ある場合は、抽選により広告主を決定する。

6 第4項又は前項の規定により広告主となった者は、速やかに承諾書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(広告内容の承認等)

第9条 第8条第4項又は第5項の規定により決定した広告主（以下「広告主」という。）は、広告の内容について、市長が指定する期日までに、あらかじめ原稿を提出して市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により広告主から提出された原稿について、ガイドに掲載することが適当でないと認めるときは、広告主に対して変更を求めることができる。

3 第1項の原稿の作成に要する費用及び前項の規定による原稿の変更に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は前払とし、広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第9条第1項に規定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。
- (2) 第9条第2項に規定する広告内容の変更の求めに広告主が従わないとき又は広告の内容が改善される見込みがないとき。
- (3) 前条に規定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料の全額を返還する。

- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。
- 3 広告主が広告代理者であるときは、広告主は、当該広告主を通じて自己の広告を掲載する者に対し、この要綱その他広告の掲載に関する市長の説明及び指示を周知し、その了解を得るものとし、その者から苦情等の申立てがあったときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 4 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 5 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 6 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(管轄する裁判所)

第14条 この要綱に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、静岡市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

成人健診まるわかりガイド広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所又は所在地
申込者 氏名又は名称
代表者役職名・氏名
担当者氏名
電話
FAX
E-mail

静岡市成人健診まるわかりガイド広告掲載取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。申込みに当たっては、静岡市成人健診まるわかりガイド広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

記

1 件名

2 業種・事業内容

3 広告の内容等

4 条件

各種法令及び静岡市の広告関連規定を遵守し、実施に当たっては静岡市の指示に従います。

（注）

- 1 必要に応じ、別紙に記載することもできます。
- 2 原稿が既にある場合は原稿を、ない場合はその形状が分かるものを添付してください。
- 3 事業者にあつては事業の概要が分かる書類を、資格又は免許を必要とする業種にあつてはそれを証明する書類の写しを添付してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告掲載適合認定通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市成人健診まるわかりガイドへの広告の掲載については、静岡市成人健診まるわかりガイド広告掲載取扱要綱に適合するものと認めますので、同要綱第8条第2項の規定により通知します。

つきましては、同要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり見積書を提出してください。

記

- 1 件名
- 2 見積書の提出期限 年 月 日必着
- 3 提出場所

（注）同封の見積心得を承知の上、見積参加してください。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市成人健診まるわかりガイドへの広告
掲載については、下記のとおり掲載しないことと決定しましたので、通知します。

記

掲載しない理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

見積書

件名 静岡市成人健診まるわかりガイド広告掲載

この件について、見積心得を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

記

見積金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、消費税及び地方消費税の額又はこれらの相当額を除く。

年 月 日

（宛先）静岡市長

課税業者 免税業者

住所又は所在地

見積者 氏名又は名称 印
(上記代理人 印)

（注）代理人の場合は、氏名を記入し、委任状に押印した印を、押印すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

契約保証金
静岡市契約規則
第 3 5 条第 4 号
により免除

承諾書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所又は所在地
承諾者 氏名又は名称
代表者役職名・氏名
担当者氏名
電話
F A X
E -mail

成人健診まるわかりガイドへの広告掲載に当たり、以下の内容について承諾します。

件 名	年度静岡市成人健診まるわかりガイドへの広告掲載
広告の掲載箇所	
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む。）
広告掲載料納入期限	年 月 日（ ）
広告原稿のサイズ	（縦） cm×（横） cm
広告原稿の色数	
広告原稿の提出方法	完全データ入稿 （ソフト名：イラストレータ、文字はアウトライン化）
その他	1 広告の内容については、静岡市の指示に従います。 2 静岡市成人健診まるわかりガイド広告掲載取扱要綱及び別紙広告仕様書を了承のうえ、履行します。